

処分基準

平成18年8月 3日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第75条の2第2項
処 分 概 要	車両の使用制限命令
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行令第26条の8（車両の使用の制限の基準） 。
処 分 基 準	別紙のとおり
問い合わせ先	警察本部交通部交通指導課
備 考	

車両の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として次の基準により行う。

1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 基準日

都道府県公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る放置車両確認標章が取り付けられた日をいう。

(2) 放置関係使用制限命令

道路交通法（以下「法」という。）第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）若しくは法第75条の2第2項又は道路交通法の一部を改正する法律第3条の規定による改正前の法第75条の2第1項（同法第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規定による命令をいう。

(3) 基準本拠

基準日における当該車両の使用の本拠をいう。

(4) 前歴の回数

基準日前1年以内に、当該使用者が当該基準本拠を使用の本拠とする車両又は使用の本拠としていた車両について当該基準本拠を使用の本拠とする間に受けた放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始日の回数をいう。

(5) 放置違反金納付命令の回数

基準日前6月目から基準日前7日目までの間に発出又は公示により送達された放置違反金納付命令書による放置違反金納付命令（法第51条の4第15項の規定により取り消されたものを除く。）の回数とする。

2 処分量定の方法

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、1により計算した前歴の回数、当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、3に定めるところにより、令第26条の8に定める期間の範囲内で処分を加重、軽減又は免除することができるものとする。

3 処分の加重、軽減又は免除

(1) 当該使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で処分期間を加重することができるものとする。

(2) 次に掲げる事情のいずれかがある場合で、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、当該処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 当該処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、当該基準本拠を使用の本拠とする車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、(3)の適

用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。)

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 次に掲げる事情のいずれにも該当する場合は、当該処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

別表

車両の種類	前歴の回数		前歴なし		前歴1回		前歴2回以上
	放置違反金 納付命令 の回数	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上
大型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月